

最高人民法院、最高人民检察院が新たな知的財産権刑事司法解釈を発表：

規制範囲の拡大と量刑基準の調整を解説

2025年4月23日、最高人民法院と最高人民检察院は共同で「知的財産権侵害刑事案件の処理における法律適用に関する若干問題の解釈」を発表し、2025年4月26日から施行された。

新司法解釈は、既存の司法解釈の有効な内容を全面的に吸収・統合するとともに、2021年に施行された「中華人民共和国刑法改正案（十一）」がもたらした新たな変化に積極的に対応しており、これに関連する旧司法解釈は同時に廃止された。具体的には以下を含む：

- ・「最高人民法院、最高人民检察院による知的財産権侵害刑事案件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈」（2004年）
- ・「最高人民法院、最高人民检察院による知的財産権侵害刑事案件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（二）」（2007年）
- ・「最高人民法院、最高人民检察院による知的財産権侵害刑事案件の処理における具体的な法律適用に関する若干問題の解釈（三）」（2020年）
- ・「最高人民法院、最高人民检察院による著作権侵害刑事案件の処理における録音録画製品に関する問題の回答」（2005年）

2011年の「最高人民法院、最高人民检察院、公安部による知的財産権侵害刑事案件の処理における法律適用に関する若干問題の意見」が新司法解釈と一致しない部分については、新司法解釈が優先される。

新解釈は全31条からなり、現在唯一の刑事司法解釈としてその重要性が特に際立っている。主に以下の重要な変化をもたらしている：

新規追加内容

- ・「中華人民共和国刑法改正案（十一）」に基づき、役務商標偽造罪の刑事处罚基準を新設：登録商標所有者の許可を得ずに、同一役務においてその登録商標と同一の商標を使用し、以下のいずれかの情状に該当する場合（第三条）：
 - （一）違法所得額が5万元以上の場合；
 - （二）2種類以上の登録商標を偽造し、違法所得額が3万元以上の場合。
- ・登録商標偽造商品販売罪における「明らかに知っている」の認定情形を明確化（第4条）、新たに2項目を追加：
 - （四）正当な理由なく明らかに市場価格より低い価格で仕入れまたは販売した場合；
 - （五）行政法執行機関または司法機関によって登録商標偽造商品の販売が発見された後、侵害品や会計証憑などの証拠を移動・破棄し、または虚偽の証明を提供した場合。

- 累犯に対する特別規制条項の新設（第3条、第5条、第6条、第10条、第14条）：知的財産権犯罪で刑事処罰または行政処罰を受けた後、2年以内に再度同様の犯罪を実行した場合、刑事罰の基準が引き下げられます。
 - 「2種類以上の登録商標」の定義づける条項の新設（第7条）：「2種類以上の登録商標」とは、商品又は役務の異なる出所を識別する2種類以上の登録商標を指します。登録商標が異なっていても、同一の商品又は役務において使用され、同一の出所を示す場合は、「2種類以上の登録商標」とはみなされない。
 - 共犯の認定範囲を大幅に拡大（第22条）：他人が知的財産権を侵害する犯罪を実行していることを知り、以下の行為を行った場合、それを共犯と見なす（法律及び司法解釈に別途で定められる場合を除く）：
 - 権利侵害製品の主な原材料、補助材料、半製品、包装材料、機械設備、ラベル、製造技術、製法などの提供
 - 決済サービスなどの提供
 - ウェアハウス、保管、宅急便、郵送などのサービス提供
 - インターネット接続、サーバーホスティング、ネットワークストレージ、通信伝送などの技術支援提供
 - 「違法所得」の計算方法を明確にする新条項（第28条）：
 - 権利侵害製品を販売したことによって得たすべての違法収入から、原材料費及び販売された製品の購入価格を差し引いた金額
 - 役務を提供の場合、使用した製品の購入価格を差し引いた金額
 - サービス料、会費、広告費などで得た収入は、「違法所得」とみなされる。
 - 「商標・貨物分離」の問題に対応する新条項（第29条）：偽造された登録商標がまだ貼付されていない、または完全に貼付されていない製品について、その製品が他人の登録商標を偽造する意図があることが証明される証拠がある場合、その製品の価値は違法営業額に計上される。
- ### 修正内容
- 複数の罪名に対する入刑基準の引き下げ：
 - 違法製造・偽造された登録商標を販売の罪（第6条）：
 - (一) 標識の数量が1万個（旧基準2万個）以上、または違法所得が2万元（旧基準3万元）以上、または違法営業額が3万元（旧基準2万元）以上の場合。
 - (二) 2種類以上の登録商標を偽造、無断で製造または販売した場合、数量が5

千個（旧基準1万個）以上、または違法所得が1万元（旧基準2万元）以上、または違法営業額が2万元（旧基準3万元）以上の場合。

- 著作権侵害罪（第13条）

（四）情報ネットワークを通じて他人の作品、録音録画製品または公演を伝播し、ダウンロード数が1万回（旧基準5万回）以上、またはクリック数が10万回以上（新規追加）に達した場合

（五）金額または数量が規定基準に達していないが、それぞれそのうち2つ以上の基準の半分以上に達している場合（新規追加）

- 侵害複製品販売罪（第14条）：違法所得額が5万元（旧基準10万元）以上の場合
- 罰金上限の引き上げ（第25条）：罰金額は通常、違法所得額の1倍以上10倍（旧基準5倍）以下で決定する

- 重刑適用基準の引き上げ：

商標権偽装罪（第3条）、偽装登録商標商品販売罪（第5条）、著作権侵害罪（第13条）において、「情状が特に深刻」の認定基準は、違法所得金額、違法経営金額が相応の規定基準の10倍以上（元基準の5倍）に達するよう調整され、最高刑期は10年である。

- 軽減処罰基準の緩和（第14条）：

「情状により軽減処罰することができる」を「法に基づき軽減処罰することができる」に改正。適用情形は以下を含む：

- （一）罪を認め処罰に服する場合

- （二）権利者から許諾を得た場合

- （三）不正な手段により営業秘密を取得した後、まだ開示、使用または他人に使用を許可していない場合

新規追加内容：「犯罪の情状が軽微な場合は、法に基づき不起訴処分または刑事処罰を免除することができる。情状が特に軽微で危害が大きくない場合は、犯罪として扱わない。」

コメント：

新たな解釈で追加された内容は、2021年の刑法改正を補完するものであり、条文を細分化することで実務上の運用性を高めている。一方で、司法実務における難題に対し明確な解釈を示すことで、各地人民法院の法律適用基準の統一を図っている。例えば、決済代行、倉庫保管、宅配便、サーバー管理、ネットワークストレージなどのプロバイダーを共犯の可能性範囲に明示的に含めた点（依然として「明知」の立証が必要）は、関連サービス業者に対し強い抑止効果をもたらし、権利者からの警告書を受領した際に更に積極的な協力姿勢を促すだろう。さらに、刑事処罰の適用基準引き下げと罰金上限の引き上げは、いずれも知的財産権侵害犯罪に対する取り締まり強化に寄与

し、特に情報ネットワークを介した侵害作品の拡散行為の規制において、顕著な効果が期待される。これらの変更は評価に値する。

新たに追加された「標識と貨物の分離」取り締まり条項も重要な進展であるが、以下のケースに当該規定が適用可能か否かについては、さらなる明確化が待たれる：侵害者が商標表示と商品を別々に保管・発送し、購入者に自ら商標表示を貼り付けるよう指示する行為。

しかしながら、「情状が特に重大」と認める基準の引き上げと、情状酌量による減刑基準の緩和という2つの調整については議論の余地がある。我国の刑法規定によれば、「情状が重い」知的財産権侵害犯罪については刑事訴追が可能で、刑期は通常3年以下かつ執行猶予が適用可能であり、実務上も執行猶予が多用されている。「情状が特に重大」な犯罪のみが執行猶予の対象外となる。今回の新解釈は一方で「情状が特に重大」の認定基準を引き上げつつ、他方で減刑基準を緩和しており、今後、知的財産権侵害犯罪で実刑が言い渡される事例は更に減少すると予想される。

作者：朱志剛

@万慧達知識產權 2025